



東尾張支部だより

東尾張支部

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 東尾張支部
TEL:0561-52-6977 FAX:0561-52-6976
尾張旭市東大道町原田2525-5 アスカ3F
E-mail:mail@higashiowari.com



支部通常総会の報告

日時:令和8年4月21日(火) 場所:浜川福祉センター(くすのきホール)・・・14:30より

出席正会員:62名 委任状提出者:132名

- 【議 事】 第1号議案 令和7年度事業報告承認の件、同 事業監査報告
- 第2号議案 令和7年度決算報告承認の件、同 会計監査報告
- 第3号議案 役員選任承認の件

以上、全ての議案について承認可決されましたことをご報告致します。



通常総会次第

1. 開会のことば
2. 支部長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議長選出
5. 資格審査報告
6. 議事
7. 報告事項
8. 議長降壇
9. 閉会のことば



倫理綱領唱和



唱和 鈴木支部幹事



議長 長谷川副支部長



伊藤支部長



司会 澤田副支部長

支部通常総会の報告



来賓者祝辞

本部役員 光岡副会長
(現：会長)



決算報告

鈴木総務財政委員長



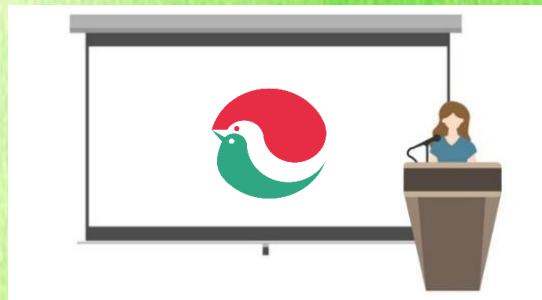
資格審査報告

芥川支部幹事
林支部幹事



監査報告

監査 田島氏



退任される役員へ感謝状が贈呈
されました。

退任役員代表 酒井支部幹事
(現：相談役)



監査報告

監査 宮地氏



不動産無料相談のお知らせ

尾張旭市役所南庁舎2階(市民相談室)・・・第1水曜日 13:00～16:00

瀬戸市役所新庁舎1階(相談室)・・・第3木曜日 9:00～12:00

宅建協会本部 月～金曜 10時～15時(12時～13時は休憩)

(来会並びに電話(052-523-2103))

※上記会場にて開催しておりますが、会場の都合により日程が変更になる場合があります。



●支部企画研修会の報告

日時:令和8年4月21日(火)

場所:渋川福祉センター(くすのきホール)・・・15:45より

受講者数:85名(正会員71名、準会員9名、従業員5名)

◇研修科目:宅建業法・民法改正と不動産取引制における最新の判例

講師 大宮隆志 弁護士(稲沢総合法律事務所)



講師 大宮隆志 弁護士



司会 前田支部幹事



地中埋設物については、業務を行ううえで慎重に対応していますが、今回の研修会の判例を聞き、更に一掃の取り決めに厳密に行いたいと思います。

(株)木村不動産 木村 雅己



●監査会の報告

令和8年4月2日(木)支部事務所にて

出席者:監査(田島敬二氏、宮地昭宏氏)正副支部長

令和7年度の事業報告及び決算報告をし、田島氏と

宮地氏の厳正な監査の後、適正であると承認されました

ことを報告いたします。





ICT機器を活用した標識等の 掲示に係る「宅建業法の 解釈・運用の考え方」 の改正について教えてください。

Q & A

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下、「宅建業法」）においては、宅地建物取引業者（以下、「宅建業者」）が業務を行う事務所等ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通大臣が定めた報酬の額や免許を受けた宅建業者であることを示す標識を掲示することが定められているところ、令和6年7月、これらの掲示について、一定の要件を満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行っても差し支えない旨を明確化する宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号。以下、「ガイドライン」）の改正を行いました。今回は、この改正内容について解説します。

従来のガイドラインにおいては特段記述しておりませんでした。今般のガイドラインの改正により、書面ではなくデジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、一定の要件（報酬の額については以下の(1)・(2)、標識については以下の(1)～(3)までの全ての要件）を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、報酬の額又は標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えないことを明記しました。

(1)宅建業者の営業時間内その他の公衆が必要となときに報酬の額又は標識を確認できるものであること。

(2)当該デジタルサイネージ等において報酬の額又は標識を確認することができる旨の表示が常時分かりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない）。

(3)宅建業者が一団の宅地建物の分譲をする場合における当該宅地又は建物の所在する場所に掲示される標識（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、「規則」）別記様式第11号及び別記様式第30号）については、宅建業者の営業時間内のみならず営業時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること（標識を設置する場所が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、営業時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、営業時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることが可能）。

なお、標識の様式については、規則に定める標識の様式（別記様式第9号から別記様式第11号の3まで及び別記様式第27号から別記様式第30号まで）によることに留意する必要があります。

〈文責：島田一輝〉